

中華人民共和國商務部〔2009年〕第82号公告（パナソニック社による三洋社の買収を条件付きで許可することについての独占禁止にかかる審査決定に関する公告）

2009-10-30 16:41 出典：商務部独占禁止局

中華人民共和國商務部は、パナソニック株式会社（「パナソニック社」という）と三洋電機株式会社（「三洋社」という）の事業者の集中についての独占禁止にかかる申告を受領した。審査の結果、商務部は当該事業者の集中を条件付きで許可することを決定した。「中華人民共和國独占禁止法」第三十条に基づき、以下の通り公告する。

#### 一、受理及び審査の手続き

2009年1月21日、商務部は、パナソニック社による三洋社の買収についての事業者の集中の申告にかかる申請を受領した。審査の結果、商務部は当該申告資料が完全でないとは判断し、更に補充して完全にしよう申告者に要求した。4月30日、申告者は補充資料を提出した。審査確認の結果、商務部は補充された後の申告資料は法定基準を満たしていると判断し、5月4日に受理し、初歩的な審査を開始した。初歩的な審査の過程において、商務部は当該買収により合併後の新企業が重なり合う製品市場における占有率が明らかに高くなり、市場構造に実質的な変更が生じると判断し、初歩的な審査作業の終了後、更なる審査を実施することを決定した。更なる審査の期限は9月3日であった。8月14日、商務部は審査により発見された競争問題について申告者に対し指摘し、かつ期間を限って相応する解決プランを提出しよう申告者に要求した。8月26日、申告者は商務部に対し申請を提出し、上記の競争問題を解決するための具体的なプランを準備できるよう、更なる審査の期限の延期を請求した。「中華人民共和國独占禁止法」第二十六条に基づき、商務部は更なる審査の期限を60日間延長することを決定し、期限は2009年11月3日となった。

#### 二、審査内容

商務部は「中華人民共和国独占禁止法」第二十七条に基づき、当該事業者の集中について以下のいくつかの面から全面的な審査を行った。

- (一) 集中に参加する事業者の関連市場における市場占有率及び市場に対するその支配力。
- (二) 関連市場の市場集中度。
- (三) 市場参入、技術の進歩に対する事業者の集中による影響。
- (四) 消費者及びその他の関連事業者に対する事業者の集中による影響。
- (五) 国民経済の発展に対する事業者の集中による影響。

### 三、 審査作業

商務部は受理後、関連政府部門、業界商会及び業界協会の意見を書面で求め、申告資料及び関連する補充資料の真実性、完全性について審査確認を行い、特定の問題について補充し、及び明確にするよう申告者に要求した。商務部は審査において、双方の重複製品の種類、販売データ、製品の差異、製品の価格決定方法及び策略、小売モデル、川下ユーザーとの交渉、生産能力の変化並びに存在する可能性のある縦関係等の問題について関連文書及び証拠を提供するよう申告者に要求した。商務部は関連する分野の意見を理解するため、更に異なる製品にかかる39社の同業の競争者及び川下ユーザーに対し調査アンケートを配り、個別の企業に対し電話取材を行い、かつ深圳等に赴き、実地調査を行った。審査において発見された競争を制限又は排除する問題について、商務部は申告者と十分な協議を行い、かつ不利な影響を除去するための解決プランについて合意した。

### 四、 競争問題

審査の結果、商務部は当該集中が以下の三つの製品市場において競争を制限又は排除する影響をもたらすことを確認した。

- (一) コイン形リチウム二次電池

コイン形リチウム二次電池は、携帯電話、ビデオカメラ等電気器具の予備電源に用いられるものである。審査の結果、当該製品は、独立した製品市場を構成し、地域市場は世界市場と画定されている。当該集中が当該製品市場において競争を制限又は排除する影響をもたらすことについての理由は、次の通りである。

第一に、コイン形リチウム二次電池市場が高度に集中している。申告する双方はそれぞれ、当該市場における一位及び二位の製造業者であり、合併後のパナソニック社が61.6%の市場占有率を占め、川下ユーザーの選択権が大きな制限を受けることとなっている。多くの川下ユーザーが二社以上のサプライヤーから製品を調達するという戦略をとっているため、合併によりもたらされる競争制限効果は更に顕著なものとなる。

第二に、合併後のパナソニック社が一方向的に値上げできる能力を有している。市場における競争者が非常に限られているため、合併後のパナソニック社による値上げ行為は有効な競争上の制限を受け難い一方、合併後のパナソニックによる価格吊り上げ行為は他の競争者にとっても有利である可能性があるため、パナソニックと有効な競争を行うための動力が欠如している。

第三に、買主の力量が上記の競争制限効果を除去するに足りない。川下大型ユーザーの一部が合併後の事業体と拮抗する買主の力量を有しているが、このような買主の力量は同等の価格交渉能力を有しないその他の中小規模ユーザーにまで拡張することはできない。

## (二) 民用ニッケル水素電池

民用ニッケル水素電池は、主として電動工具等の電気器具の主電源に用いられる。当該製品は、独立した製品市場を構成し、関連地域市場は世界市場である。当該集中が当該製品市場において競争を制限又は排除する影響をもたらすことについての理由は、次の通りである。

第一に、民用ニッケル水素電池市場は、集中度が比較的高い市場であり、かつ競争者の数が限られており、合併後のパナソニック社の市場占有率は4

6.3%に達し、その他の競争者よりもずっと高い。合併により、パナソニック社は一方的に値上げできる能力を有することになる可能性がある。

第二に、指定取引により、市場競争が損なわれる可能性がある。商務部は調査において、民用ニッケル水素電池の川下ユーザーの需要者の一部が三洋又はパナソニックのブランドの電池製品を使用するよう当該川下ユーザーに指定し、要求していることを発見した。このような指定取引方法は市場競争を抑制し、これにより他のブランドの電池製品が排除されることとなる。合併はこのような競争制限効果を更に甚大にする。

第三に、ニッケル水素電池市場の発展は緩慢化してきており、上記の競争を制限及び排除する効果を打ち消すのに十分な市場への参入を引きつけることが比較的難しい。

### (三) 自動車用ニッケル水素電池

自動車用ニッケル水素電池は、ハイブリッド電気自動車又は純電気自動車に駆動動力を提供する電池である。当該集中が当該製品市場において競争を制限又は排除する影響をもたらすことについての理由は、次の通りである。

当該市場は高度に集中しており、そのうちパナソニック社及びトヨタ社が合併で設立した企業であるパナソニックEVエナジー株式会社（「PEVE社」という）は、当該市場で77%の市場占有率を占め、絶対的優位な地位を有しており、これに加えて市場におけるその他の競争者は申告する双方に限られる。合併により、当該市場の競争者の数は更に減少されることとなり、パナソニック社はPEVE社におけるその影響力を利用して更に市場競争を弱める可能性がある。

## 五、 制限条件付き交渉

上記の競争問題を解決するため、「独占禁止法」第二十九条の規定に基づき、2009年8月20日、8月26日、9月10日、9月24日、10月20日に、商務部は救済プランについて申告者と複数回にわたる交渉を行った。20

09年10月22日、申告者は最終的な救済プランを提出した。商務部は評価の結果、当該救済プランが当該集中により中国市場に対してもたらされる不利な影響を除去するに足るものであることを確認した。

## 六、 審査決定

パナソニック社と三洋社の事業者の集中が、コイン形リチウム二次電池、民生用ニッケル水素電池及び自動車用ニッケル水素電池等の関連製品市場に対し、競争を制限又は排除する効果をもたらすことに鑑み、集中が市場競争に対してもたらす不利な影響を減少させるため、商務部は当該集中を条件付きで許可することを決定し、以下の義務を履行するようパナソニック社及び三洋社に要求する。

### (一) コイン形リチウム二次電池について

- 1、現時点でのコイン形リチウム二次電池のすべての業務を三洋社から分離し、即ち、日本鳥取県岩見町にある三洋社鳥取工場のコイン形リチウム二次電池の業務をすべて独立した第三者（買収人）に譲渡する。買収人の選抜は、分離された業務の発展に有利であり、及び市場競争に有利であるという原則に従い行わなければならない。かつ商務部の許可を得る必要がある。三洋社は当該買収人の需要に基づき、コイン形リチウム二次電池業務の経営に必要な生産設備、販売、研究開発部門及び顧客リソースを含む関連資産を買収人に譲渡すると同時に、三洋社はその保有するコイン形リチウム二次電池の生産に関連する専用知的財産権を買収人が使用することを許諾する。
- 2、パナソニック社及び三洋社は、今回の事業者の集中の完了日から6ヶ月以内に、影響を除去するための上記措置を完了しなければならない。当該期間中に実施を完了することができなかつた場合、更に6ヶ月間延長することができるが、事前に商務部の許可を取得しなければならない。集中する双方が当該延長期間中に影響を除去するための前述の措置を依然として完了することができなかつた場合、商務部は独立した受託者を

指定し、分離予定の前述の業務を独立した第三者に譲渡する権利を有する。

- 3、今回の事業者の集中の完了日から前述の措置の実施完了日までの期間中、パナソニック社と三洋社の関連事業主体は、独立して運営し、価格、顧客に関する情報及びその他の競争性にかかる情報を相手方に開示してはならないが、法定義務を履行するために開示する情報はこの限りでない。

## (二) 民用ニッケル水素電池について

三洋社又はパナソニック社のうちいずれか一方の民用ニッケル水素電池業務を分離し、具体的な分離対象は集中する双方が確定することができるが、具体的な分離プランは確定される前に商務部の許可を取得しなければならない。

- 1、三洋は、日本群馬県高崎市にあるその高崎工場の民用ニッケル水素電池業務を独立した第三者（買収人）に譲渡する。三洋は、中国江蘇省にあるその蘇州工場の生産するSub-C・D型電池をOEM形式により当該買収人に供給する。三洋は当該買収人の需要に基づき、民用ニッケル水素電池業務の経営に必要な生産設備、販売、研究開発部門及び顧客リソースを含む資産を買収人に譲渡し、かつその保有する民用ニッケル水素電池の生産に関連する知的財産権を当該買収人が使用することを許諾する。又は、パナソニック社は江蘇省にあるその無錫工場の民用ニッケル水素電池業務を買収人に譲渡する。パナソニック社は当該買収人の需要に基づき、民用ニッケル電池事業の経営に必要な生産設備、販売、研究開発部門及び顧客リソースを含む資産を買収人に譲渡し、かつその保有する民用ニッケル水素電池の生産に関連する知的財産権を当該買収人が使用することを許諾する。

買収人の選抜は、分離された業務の発展に有利であり、及び市場競争に有利であるという原則に従い行わなければならない、かつ商務部の許可を

得る必要がある。

- 2、集中する双方は、今回の事業者の集中の完了日から6ヶ月以内に、影響を除去するための前述の措置を実施しなければならない。当該期間中に実施できなかった場合、商務部の認可を取得した後、更に6ヶ月間延長することができる。集中する双方が当該延長期間中に影響を除去するための前述の措置を依然として完了することができなかった場合、商務部は独立した受託者を指定し、分離予定の前述の業務を独立した第三者に譲渡する権利を有する。
- 3、今回の事業者の集中の完了から前述の措置の実施完了までの期間中、パナソニック社と三洋社の関連事業主体は、独立して運営し、価格、顧客に関する情報及びその他の競争性にかかる情報を相手方に開示してはならないが、法定義務を履行するために開示する情報はこの限りでない。

### (三) 自動車用ニッケル水素電池について

- 1、パナソニック社がその自動車用ニッケル水素電池業務を分離することについて

第一に、パナソニック社は、日本国神奈川県茅ヶ崎市にあるその湘南工場のHEV用ニッケル水素電池業務を独立した第三者（買収人）に譲渡する。買収人の選抜は、分離された業務の発展に有利であり、及び市場競争に有利であるという原則に従い行わなければならない、かつ商務部の許可を得る必要がある。パナソニック社は当該買収人の需要に基づき、自動車用ニッケル水素電池事業の経営に必要な生産設備、販売、研究開発部門及び顧客リソースを含む資産を買収人に譲渡し、かつその保有するHEV用ニッケル水素電池の生産に関連する知的財産権を当該買収人が使用することを許諾する。

第二に、集中する双方は、今回の事業者の集中の完了日から6ヶ月以内に、影響を除去するための前述の措置を実施しなければならない。当該期間中に実施を完了することができなかった場合、商務部の認可を取得した

後、更に6ヶ月間延長することができる。集中する双方が当該延長期間中に影響を除去するための前述の措置を依然として完了することができなかつた場合、商務部は独立した受託者を指定し、分離予定の前述の事業を独立した第三者に譲渡する権利を有する。

第三に、今回の事業者の集中の完了から前述の措置の実施完了までの期間中、パナソニック社と三洋社の関連事業主体は、独立して運営し、価格、顧客に関する情報及びその他の競争性にかかる情報を相手方に開示してはならないが、法定義務を履行するために開示する情報はこの限りでない。

## 2、PEVE社について

第一に、PEVE社に対するパナソニック社の出資比率は、現在の40%から19.5%に引き下げる。

第二に、パナソニック社はPEVEの株主総会における議決権を放棄する。

第三に、パナソニック社はPEVEの董事に対する任命・派遣権を放棄する。

第四に、自動車用ニッケル水素電池業務に関するPEVEの親会社であるトヨタ自動車との合弁契約における否決権を放棄する。

第五に、PEVE社の名称を「Panasonic」の字句を含まない会社名称に変更する。

前述の措置は、今回の事業者の集中の完了日から6ヶ月以内に実施を完了しなければならない。かつ三年間は当該措置の内容についていかなる変更も行わない。影響を除去するための当該措置を終了する場合、商務部の認可を得なければならない。

本決定は公告の日より発効する。

中華人民共和國商務部

2009年10月30日